

平成 3 1 年 3 月 5 日

**(仮称)加工食品工場建設計画に係る条例環境影響評価審査書の公告を行いました。**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
川崎市川崎区鈴木町 1 番 1 号  
味の素株式会社川崎事業所  
執行役員 川崎事業所長 辻田 浩志
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
名 称：(仮称)加工食品工場建設計画  
所在地：神奈川県川崎市川崎区鈴木町 1 番 1 号  
(味の素株式会社 川崎事業所内)
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
平成 3 1 年 3 月 5 日 (火)
- 4 事業内容等に関する問合せ先  
名 称：味の素株式会社 川崎事業所 総務・エリア管理部  
所在地：神奈川県川崎市川崎区鈴木町 1 番 1 号  
電 話：0 4 4 - 2 2 2 - 1 1 1 4

(川崎市環境局環境評価室 藤田担当)  
電話 (0 4 4) 2 0 0 - 2 1 5 2

（仮称）加工食品工場建設計画  
に係る条例環境影響評価審査書

平成31年3月

川崎市

## 目 次

はじめに.....	1
1 指定開発行為の概要.....	2
2 審査結果及び内容.....	4
(1) 全般的事項.....	4
(2) 個別事項.....	4
ア 大気質.....	4
イ 悪臭.....	4
ウ 土壌汚染.....	4
エ 緑（緑の質、緑の量）.....	4
オ 騒音.....	5
カ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）.....	5
キ 景観.....	6
ク 地域交通（交通安全）.....	6
ケ 温室効果ガス.....	6
(3) 環境配慮項目に関する事項.....	6
(4) 事後調査に関する事項.....	6
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	7
4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過.....	7

はじめに

(仮称)加工食品工場建設計画(以下「指定開発行為」という。)は、味の素株式会社川崎事業所(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区鈴木町1番1号の約1.5haの区域において、地上8階建ての加工食品工場の建設をするものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成30年8月29日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成31年2月26日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：味の素株式会社 川崎事業所

代表者：執行役員 川崎事業所長 辻田浩志

住 所：川崎区鈴木町1番1号

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 加工食品工場建設計画

種 類：工場又は事業所の新設（第2種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項に該当)

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区鈴木町1番1号

区域面積：約 14,940 m<sup>2</sup>

用途地域：工業地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

加工食品工場の建設

#### イ 土地利用計画

土地利用区分	計画地	
	面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)
計画建物	約 9,620	約 64.4
緑化地	約 3,740	約 25.0
通路等	約 1,580	約 10.6
合計	約 14,940	100.0

ウ 建築計画等

施設種類・名称		建築面積 (m <sup>2</sup> )	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	構造	階数	最高高さ (m)	緑被率 (%)
新設	計画建物	約 9,620	約 37,430	鉄骨	地上 8 階	約 38	約 25.0

エ 製品製造等の計画

項目	計画内容
生産能力	約 16,500t/年
生産工程	所定の配合に計量した粉体原料を混合・造粒の上、袋詰め、中箱・外箱詰めを行い、パレットに積み付けした後、敷地内の物流倉庫に搬出する。
運転計画	稼働時間：24 時間/日 年間稼働日数：310 日 従業員数：300 人/日

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、加工食品工場の建設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 悪臭

(ア) 既存施設を事例として予測しているが、本計画施設の設備については最新の脱臭効果を有する設備の導入を検討すること。

(イ) 事業所内は既存の食品製造施設があり、これらの施設の一部は臭気を発生させる施設があることから、本計画施設の供用時には、既存施設も含めた排出状況や調査時の気象状況を勘案のうえ、周辺に及ぼす影響を適切に把握するよう調査を行うこと。

(ウ) 計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### ウ 土壌汚染

土壌汚染が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、土壌調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

#### エ 緑（緑の質、緑の量）

##### (ア) 緑の質

a 緑化計画地は緑地構想エリアの1/4程度の面積であるため、適

切な緑の回復育成がなされるように、緑地構想エリア全体の計画を想定して事業を進めること。

- b 植栽予定樹種については、市全域の潜在自然植生から選定しているが、計画地の立地評価に適合した種を選定すべきであることから、植栽予定樹種を再検討して条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）に示すこと。
- c 緑化計画地はまとまった広さが確保されることから、排水に配慮し、生育を確保するなどのためにマウンドを造成すること。
- d 計画地の土壌は還元化が確認されていることから、具体的な対策とともに客土の土性を条例評価書に示すこと。
- e 樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

#### (イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

#### オ 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### カ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

##### (ア) 産業廃棄物

産業廃棄物の資源化方法については、できる限り条例評価書に示すこと。

##### (イ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。



#### キ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。

#### ク 地域交通（交通安全）

計画地及び車両ルートが住宅地に近接していること、車両ルートが指定通学路になっていることから、交通安全を最優先するとともに、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。特に通学路の安全対策について、条例評価書に明確に記載すること。

#### ケ 温室効果ガス

味の素（株）温室効果ガス削減目標を踏まえて温室効果ガスの削減に取り組む必要があることから、施設の設計の際には、省エネルギー機器の導入等の削減効果の高い手法を十分に検討し、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「有害化学物質」、「放射性物質」、「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

### (4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「土壌汚染」及び供用時の「緑の質」を行うとしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成 30 年	8 月 29 日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	9 月 5 日	条例準備書公告、縦覧開始
	10 月 19 日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1 名、1 通
	11 月 27 日	条例見解書の受領
	12 月 4 日	条例見解書公告、縦覧開始
	12 月 18 日	条例見解書縦覧終了 公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切り 申出者 なし
平成 31 年	1 月 29 日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	2 月 26 日	審議会から市長に条例準備書について答申
	3 月 5 日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成 31 年	1 月 29 日	審議会（現地視察、条例準備書事業者説明及び審議）
	2 月 25 日	審議会（条例準備書答申案審議）